

# 作業用未定稿

## 平成26年度当初予算編成方針

(国の財政と地方財政の動向など)

平成20年9月のリーマンショックから5年が経過し、日本経済は、平成25年1—3月期には実質GDPがリーマンショック前の平成20年7—9月期の水準となり、回復基調にあります。景気は持ち直しに転じ、支出の増加が生産の増加につながり、それが所得の増加をもたらすという経済の好循環の芽がでています。また、平成25年9月の内閣府による月例経済報告でも、各種政策の効果が発現するなかで景気は緩やかに回復しつつあるとの報告がなされています。

こうした状況のもと、政府が本年8月に閣議了解した「中期財政計画」では、歳出の無駄を縮減するとともに優先度の高い施策の重点化を図り、国・地方を合わせた基礎的財政収支(※)の改善を目指すこととしています。また、地方財政については、国の歳出の取組みと基調を合わせつつ、平成26年度及び平成27年度における地方の一般財源の総額は、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないこととしています。

一方、総務省が本年8月に公表した「平成26年度地方財政収支の仮試算(概算要求時)」では、消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ)の引き上げ前の試算で、平成25年度と同様に地方全体の財源不足額が10兆円を超え、その過半を臨時財政対策債でまかなう見通しであり、消費税率の引き上げによりこの試算が大きく変わらないと見込まれることから、地方財政は依然として厳しい状況におかれています。

また、本市の景気動向を見ると、加賀商工会議所が本年7月に実施した調査によれば、一部に経済対策による受注の増加が見られるものの、主要な産業分野の全てにおいて「横ばい」又は「不振」であるといった状況です。

---

※ 基礎的財政収支・・・公債費関連の歳入・歳出を除いた収支で、公債の利払費と償還費を除いた歳出と公債発行収入を除いた歳入のバランスをみるもの。

(本市の平成 26 年度の財政見通し)

こうした状況を踏まえ、平成 26 年度の本市の財政状況を一般財源ベースで次のとおり見通します。

歳入面においては、市税では、平成 25 年度当初予算比で固定資産税及び都市計画税は土地評価額の下落に伴い減額の見込みですが、個人市民税が防災・減災事業の財源とすることを目的とした均等割額の改正により増額となり、市税全体としては増収を見込みます。

地方交付税及び地方消費税交付金については、消費税率の引き上げなどにより、平成 25 年度当初予算比で増額を見込みます。

これらの結果、歳入における一般財源の総額は、平成 25 年度当初予算を上回るものと見通します。

歳出面においては、平成 25 年度当初予算比で消費税率の引き上げにより、工事請負費や物品の購入費を始め歳出全体の増加が見込まれます。

また、義務的経費においては、公債費が平成 22 年度に借り入れた市庁舎耐震改修にかかる合併特例債の元金償還の開始などにより増額、扶助費でも医療にかかる生活保護費の増加などにより増額となりますが、人件費が退職手当の減少もあって減額となり、義務的経費の全体では横ばいと見込みます。

収支面では、歳入が、消費税率の引き上げ等に伴い、前年を上回る見込みとはいえ、歳出においても消費税率の引き上げの影響があるため、平成 26 年度も、今年度と同様に厳しい財政状況が続くと見通します。

(平成 26 年度予算編成方針)

平成 26 年度の予算編成は、限られた財源の中で、第2次加賀市行政改革大綱に掲げる「自主・自律性の高い財政運営」を目指し、全ての事業について、その効率性と実効性を向上する取組みを徹底しながら、より一層の事業の厳選と経費の抑制を行うことを基本とし、次の方針により取り組むこととします。

- 1 補助金・負担金の精査や公共施設管理台帳に沿った施設修繕の計画的な実施など、あらゆる分野における経費削減と各年度経費の平準化を図ります。
- 2 事業の財源は、国・県の補助メニューや関係外郭団体の助成制度を積極的に活用することとします。
- 3 市債は、後年度における交付税算入措置の割合が高い合併特例債や過疎債・辺地債を計画的に活用します。
- 4 各部局に対する予算要求の上限（シーリング）を設定した上で、財政担当において一件（事業）ごとに査定を行う方式を継続します。

(平成26年度当初予算編成にかかる一般財源の配分方針)

一般財源の配分方針及びシーリングの設定は、次のとおりとします。

1 政策的経費

配分額：前年度当初予算から一般財源ベースで+0.5%

(※消費税率の引き上げ分を除き実質△2.3%)

ただし、債務負担行為設定済事業費、一部事務組合などの負担金など、調整が困難と認められる経費は必要見込額(別途推計額)

2 管理的経費

(1) 義務的経費以外の管理的経費

配分額：前年度当初予算から一般財源ベースで+2.0%

(※消費税率の引き上げ分を除き実質△0.8%)

ただし、長期継続契約に基づく経費、電算経費などのうち調整が困難と認められる経費は必要見込額(別途推計額)

(2) 義務的経費【人件費、義務的扶助費、公債費】

配分額：必要見込額(別途推計額)